

周南市立高水小学校

いじめの防止等のための基本的な方針



令和7年4月改訂

目次

はじめに	2
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめ防止等のための組織	3
3 いじめの認知	4
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
（1）いじめの未然防止	5
（2）いじめの早期発見	5
（3）いじめへの対処	5
（4）家庭や地域との連携	6
（5）関係機関との連携	6
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	6
1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	6
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	6
（2）学校におけるいじめの防止等に関する取組	6
（3）いじめの防止等に関する取組の年間計画	8
2 重大事態への対処	9
（1）重大事態の発生	9
（2）学校が調査の主体となる調査	10
（3）教育委員会が調査の主体となる調査及び措置	11
（4）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	12

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その声明又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、教育委員会、学校、家庭、地域関係機関・その他関係者等の連携により、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、学校がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等ための対策の基本的な方向に関する

事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものであり、人間として絶対に許されない人権問題である。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的に行われなければならない。
- いじめの根絶に当たっては、全ての児童がいじめを行わないよう指導を徹底し、いじめを認識しながら放置することがないよう適切に対応する。また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにするため、一層の心の教育の充実を図り、いじめ防止等の対策を行うものとする。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを最優先とし、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関、その他の関係者等の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- 学校は、「いじめを『しない』『させない』『許さない』」との『いじめ根絶三原則』を基本理念とし、いじめ防止等のための対策を講じるものとする。

2 いじめの防止等のための組織

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、組織的な対応によりいじめの問題の解決を図るため、「学校いじめ防止対策委員会」（以下「学校委員会」という）を置く。

- 学校委員会は、いじめの問題への組織的対応において中核的な役割を担う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開催し、いじめの情報を迅速に共有し、関係のある児童に事実関係を聴取する。さらに、指導や支援の体制及び対応方針を決定し、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、全て学校委員会に報告・相談する。
- 学校委員会に集められた情報は、個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- 学校委員会で、いじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証する。
- 学校委員会には、必要に応じて心理や福祉の専門家等を参加させる。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、学校委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- 学校委員会は以下のメンバーで構成する。

常任構成員	役 割
校長	校内の統制と指揮
教頭	報道機関への対応 重大事態対応経過の整理
教務主任	管理職の補助 授業変更等の措置
生徒指導主任	全校児童や関係集団への対応 情報の整理
学級担任	情報の収集
養護教諭	心のケア
教育相談担当	教育相談の実施

臨時構成員	役 割
SC	校内の統制と指揮
SSW	報道機関への対応 重大事態対応経過の整理
PTA 会長	管理職の補助 授業変更等の措置
学校運営協議会長	全校児童や関係集団への対応 情報の整理

3 いじめの認知

いじめ防止対策推進法（平成25年法第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対称となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。
- 法の対称となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、教育相談などを通じて状況把握に努める。
- いじめの事実を把握するために、いじめられた児童の思いに寄り添うことを第一義に、行為の起こったときの加害児童本人や周辺の様態等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じて、「学校委員会」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いのように見られる場合、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。
- 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為をした児童に悪意はなかったことを十分に加味した上で対応する。
- いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるなど、警察に相談・通報する必要があるものについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止のための指導を行う。
- 全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、家庭・地域・関係機関・その他関係者等と一体となった継続的な取組を行う。
- 教育活津全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- 未然防止の取組については、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全教職員が連携し、些細な兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確にかかわり、積極的にいじめを認知する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、直ちに、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 加害児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する。
- いじめの事実確認や指導に当たっては、組織的に対応を行う。
- いじめの事実を確認したら、家庭や教育委員会に連絡・相談し、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- 教職員は、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。また、組織的な対応を可能とする体制整備を行っておく。

(4) 家庭や地域との連携

- 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すための連携体制を構築する。
- 学校運営協議会や PTA・地域の関係団体等との連絡会議を活用し、いじめの問題について、学校、家庭、地域が連携した対策を推進できる体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関）と適切に連携を図る。
- 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から関係機関の担当者と密に連絡を取り合い、連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図るとともに、法務局の「子ども人権110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子ども SOS ダイアル」など、学校以外の相談窓口について児童へ適切に周知するなど、関係機関との連携を図っておく。

第2 いじめの防止等のための対策に関する内容

1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

国・県及び市の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向性や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

- ① いじめの未然防止
 - 全ての児童が、主体的にいじめの問題について考え・議論する機会を設けるなど、いじめに向かわせないための未然防止の取組を実施する。
 - 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。

- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係や学校風土を構築する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に留意する。

具体的な取組

- ・ 道徳教育や心の教育、情報モラル教育の充実及び「いじめ根絶三原則」の徹底
- ・ 生徒指導の3機能を生かした授業づくり
- ・ 児童の夢や希望を育むキャリア教育の推進
- ・ A F P Y等を活用した人間関係づくりの推進
- ・ 小中連携教育の推進による系統性・持続性のある生徒指導の充実
- ・ いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修
- ・ 「いじめ防止・根絶強調月間」（10月）の取組

② いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から的確にかかわるようにする。
- 「いじり」と言われる行為については、見えない所で被害が発生している可能性があるため、背景にある事情の調査を行い、児童が感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 学級担任だけでなく、すべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童生徒の状況をきめ細かく把握することに努める。
- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように観察する。
- 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態を把握する。

具体的な取組

- ・ 「いじめ等の未然防止及び早期発見・早期対応の充実に向けた生活アンケート」の毎週実施と活用についての工夫
- ・ すべての児童を対象とした定期教育相談の実施
- ・ 家庭、地域との情報交換・情報共有の工夫
- ・ 日常の児童の観察や日記等から教育相談につながる体制づくり
- ・ 相談窓口の明示や相談箱の設置等による児童や保護者がいじめを訴えやすい環境整備
- ・ 全教職員で情報共有し、組織的対応を検討する会議の開催

③ いじめへの対処

- いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校委員会に報告し、学校全体で組織的に対応する。
- 被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めたり誰かに知らせたりするなど、正義や勇気をもつよう指導する。
- 対応については、全教職員で共通理解し、保護者の協力や関係機関・専門機関との連携のもとで行う。

具体的な取組

- ・ いじめの発見や相談の受理により、即刻学校委員会への報告の徹底
- ・ いじめの対処に関する学校委員会での情報の収集と整理、対応方針の決定、全教職員の共通理解と役割分担の徹底
- ・ 被害児童からの事実関係の聴き取り
- ・ 被害児童の保護及び心理的ケア
- ・ 周囲の児童からの事実関係の確認
- ・ 加害児童への事実関係の確認及び指導
- ・ いじめが起きた集団への指導
- ・ 保護者への連絡及び学校の指導に対する理解と協力の依頼
- ・ 加害児童から被害児童への謝罪と再発防止の確認
- ・ 再発防止に向けての学校全体での指導と取組の徹底
- ・ 関係児童への継続的な支援・指導及び関係児童の家庭への継続的な支援の実施
- ・ 必要に応じて、関係機関（市教委、警察、児童相談所等）との連携
- ・ 事案の対処及び再発防止に向けた学校運営協議会との連携
- ・ 解決したと思われる事案の定期的な確認

(3) いじめの防止等に関する取組の年間計画

- いじめの未然防止及び早期発見のための取組や取組についての検証を年間通じて計画的に実施する。
- 学校委員会が年間計画を立て、その進捗状況や結果についても検証するなど、PDCAサイクルで取組を推進する。
- 取組の進捗状況や結果を評価するために、児童への意識調査や取組評価アンケート等を実施し、学校委員会で分析された評価結果を全教職員で共有し、取組の改善や一層の充実に生かす。
- 学校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成状況を評価し、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

実施時期	実施される取組	対 象
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会（年間通じて毎週木曜日に開催） ・生活アンケート（年間通じて毎週火曜日に実施） ・学校の基本方針についての周知徹底を図る研修 ・学校の基本方針についての説明と指導 	教職員 全校 教職員 全校
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会での学校基本方針の周知 ・学校運営協議会での学校の基本方針の周知 	保護者 地域
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・定期教育相談 ・あいさつ運動 	全校 全校
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の評価アンケート 	全校
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関する研修 	教職員
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊学習でのAFPY等を活用した人間関係作り ・学校運営協議会での取組の進捗状況報告 	5年 地域
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育に関する授業公開を伴う参観日 	全校
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・定期教育相談 ・情報モラル教育 	全校 高学年
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ボランティア活動 ・取組の評価アンケート 	全校 全校
1月	いじめの防止等に関する校内研修	教職員
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・定期教育相談 ・あいさつ運動 ・学校運営協議会での取組の結果報告 	全校 全校 地域
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の評価アンケート 	全校

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生

- 次のような事案が発生した場合、学校委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行うとともに、即時教育委員会に報告する。

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

(2) 学校が調査の主体となる調査

① 調査の実施

- 当該事案が重大事態と判断された場合、事実の把握と適切な対処を

行うため、児童に対する調査を実施する。

② 調査のための組織

- 教育委員会から指示を受け、学校が調査の主体となる場合、学校委員会を母体として組織を編成し、当該重大事態の性質に応じて、教育委員会から派遣される専門家を組織に加える。

③ 事実関係を明確にするための調査

- アンケート調査や聴き取り調査など、適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合う。
- これまで先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- 学校委員会は、調査結果と資料を分析し、いじめの事実や事実と当該重大事態との因果関係を明らかにするとともに、事態への対応について検討する。

④ 被害児童及びその保護者に対する情報提供

- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時、適切な方法で、経過報告も含めて)
- 関係者の個人情報については十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
- アンケート調査等の実施により得られた情報は、被害児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明しておく。

⑤ 調査結果の報告

- 学校委員会を母体とした組織で検証した調査結果を教育委員会に報告する。市長への報告は、教育委員会を通して行う。
- 被害児童や保護者が希望する場合は、当該児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、教育委員会に提出する。

⑥ 調査結果を踏まえた措置

- 学校委員会で検証した調査結果を重んじ、学校が主体となって組織的に、解決に向けた対応や再発防止の取組を実施する。

参考

被害児童からの聴き取りが可能な場合

- ・被害児童からの聴き取り

- ・ 在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査
- ・ 調査による事実関係の確認
- ・ 加害児童への指導及びいじめ行為の抑止
- ・ 被害児童への状況にあわせた継続的なケア及び学校生活復帰の支援や学習支援等
- ・ 教育委員会からの指導及び関係機関との適切な連携

被害児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者から要望・意見の聴取
- ・ 今後の調査について、当該保護者との協議
- ・ 当該保護者の同意を得た上での調査
- ・ 以下、前項に準ずる

前項のうち、児童が死亡し、死因として自殺の可能性がある場合

- ・ その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景帳を実施
- ・ 亡くなった児童の宣言を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査を実施
- ・ 遺族の要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を実施
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を実施
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集
- ・ それらの資料や情報の信頼性の吟味も含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーに配慮し、正確で一貫した情報を提供

(3) 教育委員会が調査の主体となる調査及び措置

- 教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会の指示のもと、教育委員会が設置する第三者委員会に資料を提出し、調査に協力する。
- 教育委員会の指示のもと、第三者委員会で検証した調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行う。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- 上記の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のための再調査を実施するときは、市長が設置す

る調査機関に資料を提出し、調査に協力する。

- 市長及び教育委員会の指示のもと、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のための必要な措置を行う。